

児童生徒一人一人の支援を充実させる校内体制の確立に向けて ～特別支援教育コーディネーター研修会から～

8月28日(水)、当事務所において特別支援教育コーディネーター研修会が行われました。本研修会は平成22年度から悉皆研修として実施し、昨年度が最終年度でしたが、継続希望の声が多く、今年度は希望研修として開催したものです。当日は48名もの参加があり、各校での特別支援教育に対する課題意識の高さが強く感じられました。

講義「特別支援教育にかかわる最近の動向」

特別支援教育エリアコーディネーター 柿崎明広

◆学校教育法施行令の一部改正(概要)

9月1日の施行に先立ち、改正の概要として、以下の3点について説明しました。

- ① 就学先決定の仕組みの改正
- ② 区域外就学
- ③ 保護者及び専門家からの意見の聴取の機会の拡大

★情報提供★

9月1日に施行された内容では、

- ① 市町村教育委員会が総合的に判断した結果、特別支援学校に就学することが適当であると判断された者が特別支援学校に就学する。
 - ② 区域外就学は障がいのある者にも適応される。
 - ③ 保護者の意見は可能な限り尊重する。
- となりました。

◆障がいのある児童生徒への『合理的配慮』

- 障がいのある児童生徒に対して、できる範囲で最大のことをしようという考え方。
- 内容として、国立特別支援教育総合研究所が、データベース化した「情報保障」「環境」「心理面」「教科指導」における指導上の配慮等を例示している。

演習「個別の教育支援計画の作成 及び活用について」

学校や児童生徒の実態に応じて様式を選び、持参した「個別の指導計画」等の資料を利用しながら転記・追記する演習を行いました。

様式は、「『個別の教育支援計画』の作成と活用について(指導資料No.39)」や一関清明支援学校のものを参考に、数種提供しました。「複数年使える」「保護者・医療・福祉・労働等関係機関から得た情報記述欄がある」「保護者の開示同意欄がある」等、これまでの「個別の指導計画」に岩手県教育委員会が説明する機能の追加例を盛り込んで作成する方法を伝えました。参加した皆さんからは、「学校に戻ってぜひ作成したい」という声が多く聞かれました。



事例紹介「校内体制における指導の実際」

～奥州市立水沢南中学校の効果的な取組から～

指導教諭(特別支援教育コーディネーター) 菊池義仁先生

◆校内体制の仕組み ～組織力を生かす～

- 12名で構成される「校内委員会」が中心となり、
 ①実態把握→②支援の場所と方法の検討→③教育相談(保護者の同意・要望)→④具体的な支援の提供→⑤外部機関との連携といったサイクルで、組織で対応している。

- 「校内委員会」の会議としては、毎週金曜日1校時に行っている。

◆指導の実際 ～4つの事例から～

事例1: 情緒学級在籍による支援

(通常学級への適応を図るアスペルガーのAさん)

事例2: 医療機関との連携

(不登校になった自閉症スペクトラムのBさん)

事例3: 担任支援

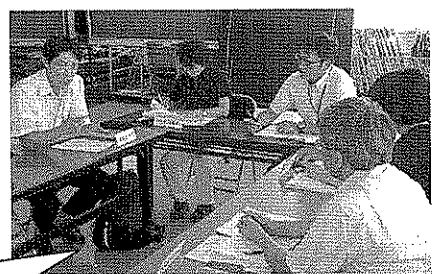
(通常学級に適応したアスペルガーのCさん)

事例4: 進路指導・通級指導

(別室登校で精神疾患のDさん)

個に応じた具体的な支援内容とその成果から、組織で対応することの有効性を実感しました。また、支援内容そのものがたいへん参考になりました。さらには、「小中連携」の重要性についても説明があり、参加した皆さんで確認し合えたことは、とても有意義でした。

各校の特別支援教育体制の一層の充実につながることを期待します。



☆参加者からの感想(一部抜粋)☆

- ・ 4つの事例を紹介していただき、それぞれの対応の仕方が参考になった。前例に倣うのではなく、「その年その年の対応が大切」という言葉が胸に響いた。
- ・ 生徒の実態把握(家庭も含めて)を丁寧に行い、支援の目的を明らかにしている点がすばらしい。目的やねらいを、本人・学校・保護者が自覚して進める大切さに改めて気付かされた。